

「三重県廃棄物 110 番」広報・啓発業務委託 企画提案コンペ参加仕様書

1 業務目的

三重県では、産業廃棄物の不法投棄（木くずやがれき、廃タイヤの山等）や野外焼却（ドラム缶から煙等）を発見した際の通報窓口として「三重県廃棄物 110 番（廃棄物スマホ 110 番、廃棄物ダイヤル 110 番（フリーダイヤル）、廃棄物メール 110 番）」を整備し、ラジオ広報を行う等周知啓発を図っています。

本業務では、更なる広報として「三重県廃棄物 110 番」について、啓発動画を作成・配信するとともに、県民に対し、さまざまな手段を用いて効果的な広報を行うことにより、「三重県廃棄物 110 番」を利用した情報提供を広く呼びかけることで、産業廃棄物に係る不法投棄等の早期発見と是正につなげることを目的とします。

2 業務内容

(1) 委託業務名

「三重県廃棄物 110 番」広報・啓発業務委託

(2) 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）17 時まで

(3) 仕様

別添「業務委託仕様書」のとおり

3 契約上限額 28,575,368 円（消費税及び地方消費税を含む）

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

(1) 参加者資格

- ・ 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

(2) 最優秀提案者資格

- ・ 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

- ・ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者でないこと。
- ・ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 参加資格確認申請

本業務を受託しようとする者は、三重県に対し、この企画提案コンペへの参加資格確認申請を行ってください。

(1) 提出期限

令和8年4月28日（火）17時必着

(2) 提出方法

- ・ 持参又は郵送のいずれかで提出してください。（電子メール又はFAXによる提出は受け付けないこととします。）
- ・ 持参の場合の受付は、三重県の開庁時間内に限ります。
- ・ 郵送の場合は、郵便又は民間事業者による信書便で送付してください。
- ・ 提出先に電話し、到達確認を行ってください。

(3) 提出先

「20 担当所属」のとおり

(4) 提出書類

- ア 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）
- イ 上記アに記載の添付書類一式

6 質問の受付及び回答

本業務又は企画提案コンペに関し質問がある場合は、以下により質問をしてください。

(1) 質問の受付期限

令和8年4月22日（水）17時まで（必着）

(2) 質問の方法

- ・ FAXまたは電子メールで受け付けます。
- ・ 質問には、所属・氏名・連絡先を明記してください。
- ・ 質問の送信後、質問の提出先に電話し、到達確認を行ってください。

(3) 質問の提出先

「20 担当所属」のとおり

(4) 質問の内容

質問は原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続き等の事項に限るものとし、企画内容に関する照会には回答しません。

(5) 質問に対する回答

質問に対する回答については、令和8年4月24日(金)17時までに、
県ホームページ内の次のページ配下に掲載します。

[トップページ>県政・お知らせ情報>お知らせ情報>企画提案コンペ等情報\(公告・結果\)](#)

7 参加資格確認結果の通知

三重県は、上記5の確認結果を、令和8年5月20日(水)17時までに、
申請者に対し電子メール又は電話により通知します。

8 企画提案資料の提出

上記7により、参加資格があることの確認を受けた者は、以下により企画提案資料を提出してください。

(1) 提出期限

令和8年5月22日(金)17時まで(必着)

(2) 提出方法

上記5(2)に同じ。

(3) 提出先

上記5(3)に同じ。

(4) 提出資料及び部数

ア 企画提案書 8部(正本1部、副本7部)

- ・ 原則A4版、任意様式、概ね20ページ以内
- ・ 企画提案書には、「業務委託仕様書」の内容を踏まえた上で、以下について記載してください。

(ア) 提案コンセプト・企画の概要

- ・ 提案コンセプトと企画の概要について説明の上、本企画提案が、業務委託仕様書「5 共通目標」の達成にどのように寄与するかを記載してください。
- ・ 自社の強みやノウハウについて説明の上、本企画提案でそれらを生かした点について記載してください。

(イ) 内容

a 業務委託仕様書6(1)ア「啓発動画の作成」

- ・ 動画の形式(実写、アニメーション、CG等)、構成、内容、デザイン原案について、絵コンテ等を用いて提案してください。

- ・ 「三重県廃棄物 110 番」に係る興味を持ってもらえるよう工夫した点について記載してください。

b 業務委託仕様書 6 (1) イ「作成した啓発動画の配信」

- ・ 配信媒体について、選定した理由を示して具体的に提案してください。
- ・ 配信（表示）回数について、配信媒体毎に具体的に提案してください。

c 業務委託仕様書 6 (2) ア「ディスプレイ広告」

- ・ 配信媒体について、選定した理由を示して具体的に提案してください。
- ・ ディスプレイ広告のデザイン原案を示してください。
- ・ クリック数について、配信媒体毎に具体的に提案してください。

d 業務委託仕様書 6 (2) イ「新聞広告」

- ・ 広告媒体について、選定した理由を示して具体的に提案してください。
- ・ 新聞広告のデザイン原案を示してください。
- ・ 広告回数、広告掲載に係る日程（予定）について、広告媒体毎に具体的に提案してください。

e 業務委託仕様書 6 (2) ウ「啓発活動」

- ・ 啓発活動で使用するチラシのデザイン原案を提案してください。
- ・ 啓発物品について、種類及びデザイン原案を提案してください。
- ・ 啓発場所について、選定した理由を示して具体的に提案してください。
- ・ 啓発回数、袋詰め配布数、実施日程（予定）について、啓発場所毎に具体的に提案してください。

f 業務委託仕様書 6 (2) エ「追加提案」

- ・ 追加提案について、選定した理由を示して 2 つ以上提案してください。
- ・ 広告を実施する場合、デザイン原案を提案してください。
- ・ イベント等を実施する場合、実施日程（予定）を提案してください。

(ウ) 業務の実施体制

- ・ 業務に従事する予定の人員や役割分担等について記載してください。

(エ) 委託業務実施の具体的なスケジュール

- ・ 6 月中旬までの契約締結を前提として、本企画提案の実施にかかるスケジュールを提示してください。

イ 見積書 8部（正本1部、副本7部）

- ・記載様式は特に定めないが、積算の内訳については、「一式」と見積もるのではなく、費用の内訳を可能な限り詳細に記載してください。
- ・見積書の正本において代表者印の押印を省略する場合は、見積書に発行責任者・担当者それぞれの氏名・電話番号を記載してください。発行責任者と担当者は同一でも可です。
- ・見積価格は消費税及び地方消費税抜きの額（免税業者にあつては、契約希望額に110分の100を掛けた額）としてください。（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）

(5) 注意事項

- ・企画提案書の内容は、見積書に記載された見積価格で全て実現できるものとしてください。

9 プレゼンテーションの実施

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「三重県廃棄物110番」広報・啓発業務委託企画提案コンペ選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査を行い、順位付けを行った上で最優秀提案を1件選定します。

当該審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施します。

- (1) 日時 令和8年6月3日（水）予定
(2) 場所 後日連絡（津市内、県庁周辺）
(3) 内容 プレゼンテーション30分（説明15分、質疑15分）
(4) 方法

- ・プレゼンテーションは、提出のあった企画提案書及び見積書のみによるものとします。
- ・パソコン及びプレゼンテーションソフトの使用は各社の判断とします。（プロジェクターは廃棄物監視・指導課において用意します。）
- ・プロジェクターに投影された資料と提出済みの企画提案書等に内容の差異や追加記述があった場合は、提出済みの企画提案書等の内容により審査・選考を行います。

(5) 備考

- ・提案者が多数の場合は、選定委員会で事前に書類審査を行い、書類審査通過者を5者程度選定した上で、当該書類審査通過者によるプレゼンテーションを実施するものとします。

10 最優秀提案を選定するための評価基準

以下の項目等により、企画提案書等を総合的に評価して選定します。

(1) 的確性

- ・ 業務委託仕様書「5 共通目標」の達成に資する企画内容か。
- ・ 自社の強みやノウハウを生かした視点で適切な提案がなされ、業務を確実に実施できる体制であるか。

(2) 計画性

- ・ 各業務を適切な時期に実施するスケジュールであるか。
- ・ スケジュールは実現可能か。

(3) 創造性・表現力

【啓発動画】

- ・ ストーリー性、メッセージ性はあるか。
- ・ 導入部分について、視聴者を離脱させない構成か。
- ・ 内容が簡潔で、県民にわかりやすいか。
- ・ 県民に「伝える」だけでなく「理解され、行動につながる」内容か。
- ・ 新鮮で記憶に残る演出・デザインか。
- ・ レイアウト、色使い等が効果的か。
- ・ キャッチフレーズやビジュアルに独自性や工夫はあるか。

【ディスプレイ広告、新聞広告、チラシ、啓発物品、追加提案】

- ・ トーンやスタイルについて、啓発動画のデザインと統一感があるか。

(4) 広報効果

【広告媒体・啓発場所・回数・追加提案】

- ・ より高い広報効果が期待できるか。
- ・ 提案した理由について、具体的かつ合理的な根拠を示して説明しているか。
- ・ 想定されるターゲットについて適切に分析した上で、そのターゲットに実際に届く内容を提案しているか。
- ・ 幅広い属性に効果的に届く内容か。

(5) 経済性

- ・ 事業予算額は、費用対効果の観点から効果的であるか。
- ・ 見積額及び積算内訳・根拠は適切か。

11 最優秀提案の選定結果

最優秀提案を選定した後、速やかにすべての提案者に対して通知します。

12 最優秀提案者に求める書類の提出

最優秀提案者にあつては、上記 11 の通知を受けた後に、次の書類を提出してください。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明書）」（過去 6 ヶ月以内に所管税務署が発行したもの）の写し
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（過去 6 ヶ月以内に三重県の県税事務所が発行したもの）の写し
- (3) 過去 3 年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書（第 4 号様式）
- (4) 三重県電子調達システム（物件等）に利用登録をしていない事業者又は共通債権者（物件契約）登録をしていない事業者にあつては、「三重県財務会計システム共通債権者（物件契約）登録申出書」
- (5) 電子契約を希望する場合は、「電子契約利用意向兼メールアドレス確認書」（第 5 号様式）

13 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、廃棄物監視・指導課において示します。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限りません。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。また、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。
- (3) 契約は、廃棄物監視・指導課において行います。書面の場合は契約書を2通作成し記名押印を、電磁的記録の場合は電子署名を行い各自保有します。なお、契約金額は、見積書に記載された金額の100分の110に相当する

金額とし、契約金額の表示は、消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとします。(契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。)

14 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

15 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによります。

16 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

17 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

三重県は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」(以下「暴排要綱」という。)第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

18 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴排要綱第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 「20 担当所属」に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

19 その他

- (1) 企画提案に関する事項
 - ア 企画提案に要する費用は、各提案者の負担とします。
 - イ 企画提案書その他の提出資料は、返却しません。
 - ウ 企画提案書その他の提出資料は、本県の内部で使用するものであり、

提供者に断りなく第三者への配布は行いません。ただし、三重県情報公開条例（平成 11 年三重県条例第 42 号）で定義する公文書となるため、開示請求の対象となります。そのため、企業秘密等に該当し非開示とする必要がある箇所については、その旨を記載してください。ただし、開示請求があった場合の開示・非開示の判断は、三重県情報公開条例に基づき三重県が判断することとなります。

(2) 契約に関する事項

- ア 原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- イ 成果品の全ての著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含みます。）は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとします。
- ウ 委託料は、委託業務が完了し、三重県の検査に合格した後に支払うものとします。
- エ 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に罰則規定があるので留意してください。

(3) 企画提案コンペへの参加又は企画提案の無効要件

- 次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とします。
- ア 本コンペに参加する資格のない者が提案したとき。
 - イ 提案者が同一事項の企画提案コンペに対し 2 以上の見積をしたとき。
 - ウ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
 - エ 提案に際して談合等の不正があったとき。
 - オ 企画提案資料が、提出期限を過ぎて提出されたとき。
 - カ 見積書に記載された見積価格（消費税及び地方消費税を抜いた額）の 100 分の 110 に相当する金額が契約上限額を超えているとき。
 - キ その他三重県があらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

- (4) この参加仕様書に定めのない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとします（三重県会計規則は、三重県ホームページの「三重県法規集」に掲載しています）。

20 担当所属

〒514-8570 三重県津市広明町 1 3 番地
三重県環境生活部環境共生局廃棄物監視・指導課 担当：内藤
電話：059-224-2388 FAX：059-222-8136 E-mail：kanshi@pref.mie.lg.jp